

(酒類の表示の保護に関する日本国政府とチリ共和国政府との間の書簡)

(チリ側書簡)

(訳文)

本官は、環太平洋パートナーシップ協定の交渉の過程においてチリ共和国及び日本国の代表団によって共有された次の了解を確認する光栄を有します。

チリ共和国及び日本国は、二千七年三月二十七日に東京で作成された戦略的な経済上の連携に関するチリ共和国と日本国との間の協定第十三章（知的財産）第百六十三条（地理的表示）及び附属書十五の規定に基づきそれぞれの権利及び義務を再確認する。

本官は、この書簡及び貴官の返簡が、チリ共和国政府と日本国政府との間で共有された了解を確認することを提案する光栄を有します。

二千十六年二月一日にサンティアゴで

チリ共和国国際経済関係総局長

アンドレス・レボジェド・スミットマンズ

在チリ共和国

日本国臨時代理大使 折原茂晴殿

(日本側書簡)

(訳文)

本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(チリ側書簡)

本官は、更に、日本国政府がこの了解を共有していることを確認する光栄を有します。

二千十六年二月一日にサンティアゴで

在チリ共和国

日本国臨時代理大使 折原茂晴

チリ共和国国際経済関係総局長

アンドレス・レボジェド・スミットマンズ閣下